

愛知県歯科口腔保健基本計画の概要

第1章 愛知県歯科口腔保健基本計画の考え方

1 趣旨

平成23年8月に公布された「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び、平成24年7月に告示された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に基づき、本県の歯科保健の推進を総合的に推進するために「愛知県歯科口腔保健基本計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第十三条に基づく計画とする。

3 計画の基本理念

「歯と口の健康づくりを通じた県民の健康で質の高い生活の実現」

4 計画の期間と評価

計画期間は平成25年度から平成34年度まで10年間

計画の中間年度（平成29年度）に、中間評価を行って必要に応じ内容の見直しを行い、計画の最終年度である平成34年度には最終評価を行う。

第2章 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

県民が生涯を通じて自分の歯で何でも食べることができることを実現するため、5つの観点から歯科口腔保健を推進する。

1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

本県における歯科口腔保健の水準は、全国でもトップレベルとなっており、これを維持する必要があるが、一方で未だに地域や所得による格差があることから、「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」に取り組む。

2 歯科疾患の予防

歯科疾患は、口腔の健康だけでなく全身の健康にも大きく関係するため、歯科疾患を予防することは、歯科口腔保健の向上とともに、全身の健康づくりを行っていくためにも重要であることから、ライフステージごとの特性を踏まえた「歯科疾患の予防」に取り組む。

3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

生涯を通じて健康で質の高い生活を送るためには、咀嚼機能をはじめとする口腔機能が大きな役割を果たすことから、ライフステージごとの特性を踏まえた「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に取り組む。

4 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

障がい者（児）、要介護高齢者、在宅療養者は、歯科医療を受診できる施設が限定されており、また三河山間地域には無歯科医地区があることから、環境の整備を図る必要があり「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」に取り組む。

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健を円滑に推進するためには、ライフステージごとに関係する団体や施設など、「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に取り組む。

第3章 歯科口腔保健を推進するための目標

基本方針ごとに各々の目標を定めた。

基本方針	目 標
歯科疾患の予防	【乳幼児期】 健全な歯・口腔の育成 【学 齢 期】 口腔状態の向上 【成 人 期】 健全な口腔状態の維持 【高 齢 期】 歯の喪失防止
生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	【乳幼児期】 良好な成長発育、適切な口腔機能の獲得 【高 齢 期】 口腔機能の維持 *学齢期、成人期については歯科疾患の予防で対応する。
定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進	どこでも定期的な歯科検診・歯科医療受診ができる環境の実現
歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	歯科口腔保健の推進体制の整備

第4章 歯科口腔保健を推進するための具体的な指標・取組

具体的な指標や取組について、ライフステージや対象者毎に基本方針にのっとり、個別にその取組を明らかにした。また目標については、達成状況を評価するための「アウトカム指標」と、達成するための行動指標である「プロセス・アウトプット指標」の2種類を設定した。

1 ライフステージを踏まえた歯科口腔保健の推進

(1) 乳幼児期（出生から5歳）

<主な目標>

指 標	現状値	目標値(H34年)
3歳児のう蝕のない者の割合の増加	86.3% (H23年)	95%
3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	14.8% (H22年)	10%

<主な取組>

- う蝕・歯肉炎予防のための仕上げみがきの重要性に関する知識の啓発
- 食育を含めた基本的な生活習慣の形成の重要性に関する啓発
- 健全な歯の育成を図るため歯科保健関係者を対象とした研修会の開催

(2) 学齡期 (6歳から19歳)

<主な目標>

指 標	現状値	目標値(H34年)
12歳児のうち蝕のない者の割合の増加	67.6% (H23年)	77%
中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少(14歳・17歳)	14歳 10.5% (H23年) 17歳 9.1% (H23年)	14歳 5% 17歳 5%

<主な取組>

- う蝕や歯肉炎(歯周炎を含む)などの歯科疾患に関する知識の啓発
- 食育を含めた基本的な生活習慣の形成の重要性に関する啓発
- 健全な歯の育成を図るため歯科保健関係者を対象とした研修会の開催

(3) 成人期 (20歳から59歳) [妊産婦を含む]

<主な目標>

指 標	現状値	目標値(H34年)
40歳で歯周炎を有する者の割合の減少	27.4% (H23年)	20%

<主な取組>

- 歯周病と喫煙、歯周病と糖尿病との関連等について、正しい知識の啓発
- 地域や職域等で歯科検診・歯科保健指導を実施及び拡充するための支援
- 定期的な歯科検診・歯科保健指導等の勧奨体制を整備するための事業の実施

(4) 高齢期 (60歳以上)

<主な目標>

指 標	現状値	目標値(H34年)
80歳(75~84歳)で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	40.7% (H24年)	50%
80歳(75~84歳)の咀嚼良好者の割合の増加	54.2% (H21年)	70%

<主な取組>

- 口腔ケアとがんや誤嚥性肺炎など全身疾患との関連、口腔機能の向上や義歯を含む歯口清掃に関する正しい知識の啓発
- 歯周病の予防・治療に携わる関係者を対象とした講演会の開催

2 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

(1) 障がい者（児）・要介護高齢者・在宅療養者

<主な目標>

指 標	現状値	目標値 (H34 年)
障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科検診実施率の増加	37.3% (H23 年)	100%

<主な取組>

- 障がい者等に対する歯科医療提供体制の整備に向けた実態調査の実施
- 歯科医師や口腔ケアに携わる関係者を対象とした研修会の開催
- 歯科疾患、医療・介護サービス、口腔ケア等に関する知識の啓発

(2) へき地歯科医療対策

無歯科医地区対策として、歯科医師がいる地域との連携体制の推進や、巡回歯科診療を実施するなど、無歯科医地区において歯科診療を受けることができる体制づくりを進める。

第5章 調査に関する事項

歯科保健に活用するため、県民の口腔状況を把握し、地域の特性に応じた効果的な施策展開を図るための調査を実施する。また、得られた調査結果を活用し、今後の歯科保健に必要な施策を大学、歯科医師会と協力し推進していく。

第6章 その他の歯科口腔保健の推進に関する事項

1 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発

県民の歯と口の健康づくりに関する意識の向上を図るため、行政、関係団体の連携のもとで意識啓発を強力に推進する。

2 歯と口の健康づくりに携わる者の資質の向上

歯と口の健康づくりに携わる保健・医療等従事者に対する研修会等を実施する。

3 災害対策

地震災害の発生時における歯科医療救護に関する体制整備と、災害時の口腔ケアに関する普及啓発を推進する。

4 歯科検診を通じた保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを早期に発見するための対策

歯科の視点から、児童虐待の早期発見につながるような情報提供や情報共有に関わる環境を整備する。